

笠間市災害時避難行動要支援者



避難支援プランを策定しました

災害時において、「自分の身は自分で守る」ことが基本です。しかし、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の要支援者（災害弱者）の生命・身体を守るため、隣り近所の方などの地域の助け合い、「みんなの地域はみんなを守る」という「共助」が必要です。そのため、本計画では対象者を定め、台帳を整備して支援者と情報を共有することにより、迅速かつ確かな避難支援体制の整備を図り、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

災害時避難行動要支援者

- 一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯（70歳以上）
 - 要介護認定者（要介護3以上）
 - 障がい者
 - ① 身体障がい者（1級または2級の方）
 - ② 知的障がい者（AまたはAの方）
 - ③ 精神障がい者（1級の方）
 - 難病患者
 - 妊産婦および乳幼児
 - 日本語の理解が十分でない外国人
- ※ただし、在宅の方で、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方となります。

台帳と名簿について

1. 「災害時避難行動要支援者台帳」

災害時避難行動要支援者台帳とは、要支援者対象者を記載した一覧表です。

（災害時）個人情報公開の本人の同意がなくても、要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合にのみ、救出活動等を行う方や支援組織に対して、この台帳の情報を提供します。

（平常時）個人情報の提供に同意した方についてのみ、平常時から支援組織に情報を提供します。

○災害時避難行動要支援者台帳の作成と配付先（支援組織）

この台帳は、要件区分および行政区ごとに作成し、支援組織に配付します。

なお、台帳の提供を受けるには、支援組織での管理責任者を決めて、市に届出が必要です。

要件区分	台帳作成者および保管者	台帳の配付先
一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯（70歳以上）	福祉部局 民生委員・児童委員 ※民生委員・児童委員は台帳作成のみ	民生委員・児童委員 市社会福祉協議会 自主防災組織 行政区 消防団
要介護3以上	福祉部局	
身体障害者障害程度1・2級		
療育手帳制度A又はA		
精神障害1級		
難病患者	保健所、福祉部局	
妊産婦	保健衛生部局、福祉部局	
乳幼児		
外国人	市民生活部局、福祉部局	

災害時避難行動要支援者台帳の流れ



2. 「個別計画登録者名簿」

個別計画登録者名簿とは、避難行動要支援者に該当する方で、災害時に避難の支援が必要な方に対して、一人ひとりについて個別に計画を策定するものです。

この名簿に登録するには、同意方式や手上げ方式により申請が必要です。

【同意方式】とは、地域において支援が必要な者を把握し、登録を直接働きかけます。その際、平常時から民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団および支援者に個人情報を開示することについて要支援者から同意を得ます。

【手上げ方式】とは、災害時の避難支援を希望し、同意方式と同様に個人情報を開示することに同意する方は、「個別計画（避難支援・見守り支援票）（様式2）」に必要事項を記入し、市に提出（登録）します。当該記載事項に変更が生じた場合も同様です。

○個別計画登録者名簿への働きかけ者と作成・保管者

この名簿は、要件区分および行政区ごとに作成し、支援組織に配付します。

なお、名簿の提供を受けるには、支援組織での管理責任者を決めて、市に届出が必要です。

要件区分	登録方法	個別計画登録働きかけ者	個別計画登録者名簿作成者	個別計画登録者名簿保管者
一人暮らし高齢者および高齢者のみ世帯（70歳以上）	同意方式 手上げ方式	民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、行政区	福祉部局	福祉部局 民生委員・児童委員 市社会福祉協議会 自主防災組織 行政区 消防団
要介護3以上		福祉部局、介護支援専門員、相談支援員		
身体障害者障害程度1・2級				
療育手帳制度 ^④ またはA				
精神障害1級	手上げ方式	本人申込み	福祉部局	
難病患者				
外国人				
その他				

※その他とは、上記区分のほか災害時において、避難情報の入手・避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難で、自ら申し出た方です。

※妊産婦および乳幼児については、一般的に自らまたは保護者が避難させることが可能であることから、個別計画では検討項目にしないものとします。

個別計画登録者名簿の流れ



詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。ホームページアドレス ▶ <http://www.city.kasama.lg.jp/>

【問合せ】社会福祉課（内線157）